（一社）びわ湖の素DMOにおける会員種別分類表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 業種 | 該当する事業や活動 | 備考 |
| １号 | 観光サービス事業者 | 旅行者をターゲットとした施設運営を行うもの  旅行者に対して体験事業を行っている団体  旅行業者、インバウンド受入団体、ボランティアガイド  他市町の観光協会やそれに準ずる組織  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 旅行者をターゲットに施設運営を行っているものや、木彫や草木染、そば打ちといった地域ならではの体験を提供する事業者は観光受入先、観光目的地として必要不可欠な事業です。その事業者と観光客を繋ぐための取組としてガイドや情報発信を行う事業者も１号に含めています。キャンプ施設についても１号に含めています。 |
| ２号 | 宿泊サービス事業者 | 旅館、民宿、ホテル、ペンション、コテージ、ゲストハウス  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | インバウンド旅行者の増加に伴い、ゲストハウスといった簡易宿舎の需要が高まっていることから、簡易宿舎も含めています。 |
| ３号 | 交通サービス事業者 | 鉄道、観光バス、バス、タクシー、レンタカー、レンタサイクル、運送業  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 運送業については手ぶらで気軽に観光できる手段の１つとして、また、情報発信や資料提供、地域プロモーションにおける輸送手段として必要であることから交通サービス業に含めています。 |
| ４号 | 飲食事業者 | 料理店、喫茶店、弁当・ケータリング（仕出し）  地域特産加工品製造、地域産物を利用した加工食品グループ  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 店舗を持たない特産加工グループも対象です。 |
| ５号 | 商業・物産事業者 | 地域特有の土産物製造（４号以外）、物産販売店（卸売含む）、道の駅、  農産物直売施設、商工会、商工会議所  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 土産物製造には食品の製造は含まず、食品の製造については第４号の飲食事業者に含めます。地域特有とは、例えばふるさと納税の返礼品に指定されている商品を製造している、地域産業を言います。 |
| ６号 | 地域・まつり団体 | 自治会組織、複数自治会による活動団体、自治会内のまちづくりグループ  まちづくり活動団体、まつり保存・継承団体  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 自ら住まう地域をより良くしようとする活動や米原市の環境を守ろうとする活動、地域の歴史を後世に保存・継承しようとする活動団体が該当します。 |
| ７号 | 神社・仏閣 | 神社、寺  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 宗教法人が全て含まれるものではありません。歴史文化の観光資源となるものとしての分類です。 |
| ８号 | 農林漁業者 | 農業、畜産、林業、漁業  ※旅行者に対し、直接的にサービスを提供する事業者が対象 | 野菜や魚貝の苗を栽培するものも含みます。林業にはキノコや山菜の栽培といった特用林産物も含みます。農業法人、個人以外に、任意団体も含みます。 |
| ９号 | 法人組織運営支援者 | 金融機関、弁護士、税理士、会計士 | 当法人の運営に対して必要な支援を行う事業者や資格を持っている業種が対象です。 |

※法人事業者（法人格有）、個人事業者（個人事業主、自営業者）ごとに入会いただき、複数事業されている場合は複数選択可能です。

この分類表は令和２年４月１日現在のもので、当法人の事業内容に変更が生じた場合や観光情勢の変化により、内容を変更する場合があります。